

令和6年度愛媛県社会的養護自立支援拠点運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で令和6年度愛媛県社会的養護自立支援拠点運営事業実施要領（以下「実施要領」という。）第8条に規定する令和6年度愛媛県社会的養護自立支援拠点運営事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、補助金交付決定前着手届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助事業者)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）を補助金の交付対象者とする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、補助目的の達成により効果的であると考えられる場合

イ 補助事業の遂行に影響がない軽微な変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の 20 パーセント以内の流用増減を除く。

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 7 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の状況報告)

第 8 条 知事は、必要に応じて、補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第 5 号）を別に定める期日までに補助事業者に提出させることができる。

(補助事業の実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第 3 条第 2 項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 3 条第 2 項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第 1 項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 7 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに補助金精算払請求書（様式第 8 号）を、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 12 条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 13 条 知事は、前 2 条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 9 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の目的外使用の禁止)

第 14 条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産処分制限期間以前に、当事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、補助事業財産処分承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円未満のものはこの限りでない。

3 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者に収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の返還等)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱に違反したとき

(2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき

- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 補助事業の実施について不正行為があったとき

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

別表

補助対象経費

区分	経費の内容	補助率	上限額
基本分	人件費	10/10	19,829 千円
	旅費		
	需用費		
	備品購入費		
	役務費		
	報償費		
	委託料		
	使用料		
	賃借料		
その他の経費	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費		
加算分	開設準備経費	10/10	4,000 千円
	賃借料		2,500 千円

ただし、下記の条件を付すものとする。

- 1 補助対象経費には、当該経費に係る仕入れに係る消費税等相当額を含めない。
- 2 事業実施のために直接必要となるものを補助対象経費とする。
- 3 領収書がない等、使途が不明なものについては、補助の対象にならない。
- 4 補助対象期間内に支払い済みでない経費は対象とならない。
- 5 加算分の経費については、補助対象経費の総額が基本分の上限額を上回る場合に、各区分に該当する経費を上限額の範囲内で振り分けることを可能とする。